

令和7年度
石巻市医療用ウィッグ・乳房補正具
購入費助成事業助成金申請の手引き

【申請受付期間】

令和7年4月1日～令和8年3月31日

【受付先】

石巻市保健福祉部健康推進課 健康推進第1係

〒986-8501

石巻市穀町14番1号 石巻市役所本庁舎2階

電話：0225-95-1111 内線 2416・2418

河北総合支所市民福祉課 ☎62-2117 雄勝総合支所市民福祉課 ☎57-2113

河南総合支所市民福祉課 ☎72-2094 桃生総合支所市民福祉課 ☎76-2111

北上総合支所市民福祉課 ☎67-2113 牡鹿総合支所市民福祉課 ☎45-2113

【問い合わせ先】

石巻市保健福祉部健康推進課 健康推進第1係

電話：0225-95-1111 内線 2416・2418

E-mail：ishelpromo@city.ishinomaki.lg.jp

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp>

【受付・問い合わせ時間】

午前： 8時30分～12時00分

午後：12時45分～17時00分

※ 土曜・日曜・祝日は、閉庁日のため受付をお休みとさせていただきます。

1 助成を受けることができる方

次の全てに該当する方を対象とします。

- (1) 世帯の市民税（所得割課税年額）が 304,200 円未満で市内に住所を有する方
- (2) がんと診断され、現在その治療を行っている方
- (3) がん治療に伴い、ウィッグ又は乳房補正具が必要となる方
- (4) 市税に滞納のない方
- (5) 過去に他の都道府県及び市区町村においてウィッグ又は乳房補正具の購入に対する助成等を受けていない方

2 助成対象

令和 7 年 4 月 1 日以降に購入した医療用ウィッグ又は乳房補正具の購入費用。

※ 申請は 1 補正具につき 1 回です。

3 助成金額

- ・医療用ウィッグ 20,000 円
- ・乳房補正具（右側） 20,000 円
- ・乳房補正具（左側） 20,000 円

※ 金額は助成の上限金額です。

※ 医療用ウィッグの付属品及びケア用品、乳房補正具の下着は助成の対象外です。

4 申請期限

補正具を購入した日の属する年度の 3 月 31 日まで

5 申請に必要な書類

No.	書 類 名	注意事項など
(1)	石巻市医療用ウィッグ・乳房補正具購入費助成金交付申請書（様式第 1 号）	様式第 1 号、第 2 号、第 3 号は石巻市ホームページ（ http://www.city.ishinomaki.lg.jp ）からダウンロードできます。
(2)	補正具等の購入に係る領収書の写し又は支払の事実が確認できる書類	令和 7 年 4 月 1 日以降に購入したものが助成対象です。
(3)	がん治療を受けていることを証する書類の写し又はがん治療受診証明書（様式第 2 号）	お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書などの写し
(4)	住民記録及び市税等に関する照会同意書（様式第 3 号）	世帯全員分を記入ください。
(5)	振込先通帳の写し	通帳などの写し

6 申請方法

前頁5（1）の申請書に必要事項を記入し、5（2）～5（5）の書類を添え、保健福祉部健康推進課又は各総合支所市民福祉課の窓口で申請してください。

※ 郵送も可能です。

送付先	〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市保健福祉部健康推進課 健康推進第1係 医療用ウィッグ・乳房補正具購入費助成金担当
-----	--

7 申請に当たっての注意事項

- （1） 助成は、1補正具につき1回限りとなります。
- （2） 申請が可能な期間は、補正具を購入した日の属する年度の3月31日までとなります。
- （3） 過去に他の都道府県及び市区町村において補正具等の購入に対する助成等を受けている方は対象となりません。
- （4） 助成対象となるウィッグは、医療用に限りません。
- （5） 申請できるのは、世帯の市民税（所得割課税年額）が304,200円未満で、申請日の時点で市内に住所を有し、がんと診断され、その治療を行っている方になります。
- （6） 市税に滞納がある方は対象となりません。
- （7） 対象者が未成年者の場合については、親権者が申請することができます。
- （8） 領収書は、助成対象品であるかを確認するうえで重要な書類です。必ず、購入した金額の明細がわかるものを提出してください。
- （9） 申請される年の1月1日（1月から5月に申請される場合は前年の1月1日）現在、石巻市に住所のない方は、市税情報が確認できないため、前居住地の課税証明書（世帯全員分）が必要となります。

8 助成金支給までの流れ

1 申請手続き	申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて、石巻市保健福祉部健康推進課又は各総合支所市民福祉課へ申請してください。※ 郵送も可能です。
2 交付決定通知	申請書などの書類の確認、審査をしたうえで、交付決定兼確定通知書を送付します。 ※ 審査の際、住所等の確認のために住民登録を閲覧させていただくほか、関係課へ照会し、市税の課税状況及び納付状況を確認させていただきます。
3 助成金の支払	指定された口座に助成金を振り込みます。

9 Q&A

質 問	回 答
就労を前提としないがん患者が購入したウィッグ・乳房補正具は対象外となるのか。	本事業は、就労以外にも様々な形で社会参加を目指すがん患者への支援を目的としています。 社会活動への参加のためにウィッグ又は乳房補正具を購入される場合は、対象となります。
この制度は何回も利用できるか。	いいえ。 対象者1人につき、1回限りです。
再発した場合や異なるがんに罹患した場合、転移した場合に、また利用できるか。	いいえ。 対象者1人につき、1回限りです。
過去にがん治療を受けていたのだが、助成対象となるか。	いいえ。 本事業は、がんと診断され、現在、その治療を行っている市民の方を対象としています。
乳房補正具は、乳がんによるものに限られるのか。たとえば、皮膚がんにより乳房切除をした場合はどうか。	限りません。 がん治療における外見の変化をカバーする乳房補正具であれば、対象になります。
ウィッグの本体に付属する、ブラシやクリーナーなどのケア用品は助成対象となるか。	いいえ。 助成対象となるのは、ウィッグの本体の購入費用となり、ブラシやクリーナーなどのケア用品は含みません。
日本毛髪工業協同組合の加盟組合員となっている業者以外のウィッグは対象外か。	いいえ。 助成対象とするウィッグの業者については、特に指定しておりません。
医療用ウィッグの JIS 規格（JIS9623）適合以外のウィッグは対象外か。	JIS 規格適合品以外でも補助対象となります。
ウィッグを自作したいので、材料費を購入したいが、助成対象となるのか。	自作される場合、対象になりません。
以前購入したウィッグ等について、さかのぼって助成対象にすることはできるか。	さかのぼって助成対象とすることはできません。 令和7年度については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに購入したウィッグ等が助成対象になります。

質 問	回 答
ウィッグをレンタルして利用している場合、レンタル費用は助成対象になるか。	対象外となります。 本事業は、ウィッグ等の購入経費のみを対象としています。
脱毛をカバーするために帽子を買ったが、助成対象となるか。	なりません。 助成対象となるのは、ウィッグと乳房補正具です。
他の市町村等でウィッグ等の購入助成を受けた場合、本事業の対象となるか。	すでに他の市町村等でウィッグ等の購入経費に対する助成を受けている場合、別のウィッグ等を購入しても本事業の対象とはなりません。
ウィッグや乳房補正具を購入する際に送料や手数料がかかった。助成対象となるのか。	送料や手数料は、対象になりません。
がん治療を受けていることを証する書類には、どのようなものがあるか。	お薬手帳や診療明細書、治療方針計画書などが考えられます。
助成金額を算出するうえでの購入費用は、消費税をふくむのか。	はい。 消費税を含めた額が対象経費となります。
ウィッグ購入で1回、乳房補正具で1回、といった申請は可能か。	はい。 申請は、1補正具につき1回限りです。
領収書の宛名を上様でもらったが、申請可能か。	いいえ。 申請者の氏名をフルネームで記載してもらう必要があります。
領収書の宛名が漢字ではなく、カナ書きとなっているが、申請可能か。	はい。 フルネームで記載してあれば、申請可能です。
領収書に内訳が書いていないが申請可能か。	いいえ。 内訳のない領収書では、申請できません。領収書には、必ず宛名（申請者氏名）、日付、金額、金額の内訳、領収書発行者の名称及び住所が記載されている必要があります。

質 問	回 答
クレジットカード決済で購入した。領収書がないが、どうしたらよいか。	クレジットカード会社からの請求明細の写しとその内容が確認できる書類を提出してください。 「内容が確認できる書類」とは、購入したウィッグ等が掲載されているパンフレット等、支払内容が確認できるものになります。
インターネット（クレジットカード決済）で購入した。領収書がないが、どうしたらよいか。	クレジットカード会社からの請求明細の写しと申込みの受注確認のメールをプリントアウトしたものなど、購入内容が確認できる書類を提出してください。
がん治療に伴う外見のケアについて、相談したいのだが、どうしたらよいか。	石巻赤十字病院がん相談支援センター（0225-21-7220（代）内線 1140）では、随時がん患者の外見に関わる相談を受け付けています。また、宮城県がん総合支援センター（宮城県対がん協会内）（022-263-1560）でも、相談窓口を設置しています。